

鹿児島労基

定価 150円(会員の購読料は会費の中に含む)

発行所 公益社団法人鹿児島県労働基準協会
発行所 鹿児島市新屋敷町16の16
編集者 電話代 099(226)3621 FAX 099(226)3622
URL <https://www.kakikyo.or.jp>
印刷所 鹿児島市上荒田町 株式会社 朝日印刷

2024年(令和6年) March 3月号

令和5年の労働相談状況について



須川様祭にて（霧島市溝辺町）

【写真提供者：村山 隆氏】

目次 CONTENTS

さくらじま..... 1
 令和5年の労働相談状況について..... 2
 産業保健 ～国民健康づくり計画
 「健康日本21（第3次）」について～..... 3
 賃上げに取り組む経営者の皆様へ ～政府は、賃上げに
 取り組む企業・個人事業主を応援します～..... 4～5
 労務管理あれこれ
 ～定期健康診断の受診時間にも賃金を支払うのか～..... 6
 「外国人雇用状況」の届出状況について..... 7

令和6年1月末（速報値）業種別死傷災害発生状況..... 8
 2024年度 労働基準監督官採用試験の実施について..... 9
 年次有給休暇を
 上手に活用し、働き方・休み方を見直しましょう..... 9
 会員向け DVD教材貸し出しのご案内10～12
 令和6年度
 石綿調査者講習・化学物質管理者講習開催のご案内.....13
 令和6年度技能講習・安全衛生教育のご案内.....14～17
 令和6年4・5月の講習開催のご案内.....18

さくらじま

鹿児島にきて3回目の春を迎えつつある。

私は春が好きだ。別れの季節ではあるが、長い冬（鹿児島の冬は暖かく「長い冬」という言葉は似合わないかもしれないが）の寒さに耐え、その間に蓄えた生命力が芽吹き出すのも春である。私はそんな春が好きである。

また、春は出会いの季節でもある。

2年前、私には多くの出会いがあった。ここ鹿児島に赴任したときである。ちゃんと受け入れてもらえるだろうかと緊張感を持って赴任したことを覚えている。でも、鹿児

島の人たちは、春と同じで、とても温かかった。そして、その温かい彼女ら彼らに出会い、支えられて充実した毎日を過ごすことができた。

ここでは、出会いのほかに再会もあった。

まだ若かりし頃に大変お世話になった方々と、20数年ぶりの再会を果たしたのだ。すでに80歳を超えているはずの彼女らはまだまだお元気で、温泉地を巡るバスツアーなどに参加していると聞いたときは本当に驚いた。

私も〇十年後にそういうことができているだろうか。

ともあれ、3度目の春をここ鹿児島の地で迎えられることを切に願っている。

令和5年の労働相談状況について

鹿児島労働局監督課

令和5年に鹿児島労働局及び管内の労働基準監督署に寄せられた労働条件に関する相談件数は12,184件で、前年と比べて600件（4.7%）の減少となりました。

相談区分別の相談件数は、賃金未払が2,535件（20.8%）、解雇が1,668件（13.7%）、年次有給休暇が1,620件（13.3%）、時間外・休日労働が1,282件（10.5%）の順に多く、年次有給休暇及び時間外・休日労働についての件数は減少したものの、全体的な傾向は例年と変わっておらず、昨年より割合はすべて増加しました。

労働時間関係の法制度の改正により、令和5年4月1日から中小企業における月60時間を超える時間外割増賃金率が50%以上となり、さらに令和6年4月から、建設事業、自動車運転の業務、医師、鹿児島県の砂糖製造業への時間外労働上限規制の適用が始まるなど、今後も様々な対応が各企業に求められているところです。

また、県内の企業が優秀な働き手を確保していくためには、時間外労働の削減や年次有給休暇の取得促進、賃金の引き上げを始めとした、安心・安全に働くための環境を整備していくことも重要となります。

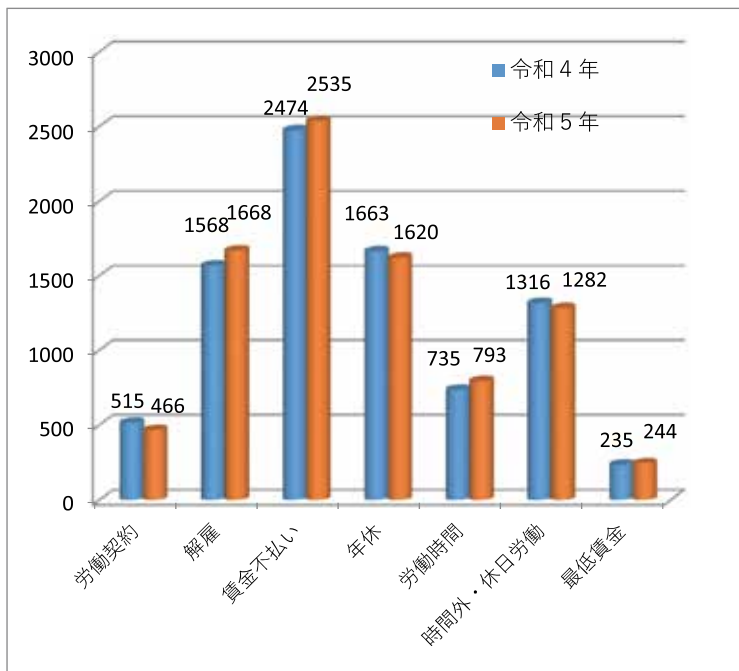
事業主の皆様方におかれましては、トラブルを防止し働きやすい職場とするため、職場環境の改善に積極的に取り組んでいただきますようお願いいたします。

鹿児島労働局におきましては、各労働基準監督署に労働時間相談・支援コーナーを設置し、労働時間制度などの改善方法や助成金などの支援策について個別訪問によるきめ細かな説明を行っていますのでお気軽にご相談ください。

また、中小企業・小規模事業者の方々が抱える様々な課題に対応するためのワンストップ相談窓口として、鹿児島働き方改革推進支援センター（☎0120-221-255）を令和6年も引き続き開設（委託）していますので是非ご活用ください。

令和5年相談状況

主な相談事項	令和4年	令和5年	増減（増減率）	令和5年構成比
総相談件数	12,784	12,184	△ 600（-4.7%）	
賃金未払	2,474	2,535	61（+2.5%）	20.8%
解雇	1,568	1,668	100（+6.4%）	13.7%
年次有給休暇	1,663	1,620	△ 43（-2.6%）	13.3%
時間外・休日労働	1,316	1,282	△ 34（-2.6%）	10.5%
労働時間	735	793	58（+7.9%）	6.5%
労働契約	515	466	△ 49（-9.5%）	3.8%
最低賃金	235	244	9（+3.8%）	2.0%



令和6年（2024年）
春季全国火災予防運動

令和6年3月1日（金）から3月7日（木）

火を消して 不安を消して つなぐ未来

総務省消防庁

令和5年度 2023年12月1日～2024年4月30日

安全衛生教育促進運動

「正しい知識で 職場を安全・健康に！」

～年度初めに向けて安全衛生教育等を計画的に着実に実施しましょう～

主唱 中央労働災害防止協会



国民健康づくり計画 「健康日本21（第3次）」について

鹿児島産業保健総合支援センター 産業保健相談員 前田 雅人

令和5年5月31日に厚生労働省は令和6（2024）年度から令和17（2035）年度までの12年間の国民健康づくり計画「健康日本21（第3次）」について、4つの基本的な方向として、1. 健康寿命の延伸と健康格差の縮小、2. 個人の行動と健康状態の改善、3. 社会環境の質の向上、4. ライフコースアプローチ（胎児期から高齢期に至るまでの人の生涯を経時的に捉える）を踏まえた健康づくりを掲げた。そして令和元年度に対する令和14年度の具体的な数値目標を公表した。主なものは以下の通りである。1）BMI18.5以上25未満（65歳以上はBMI20以上25未満）の者の割合を60.3%から66%に増やす、2）野菜摂取量（1日当たり）を281gから350gに増やす、3）果物摂取量（1日当たり）を99gから200gに増やす、4）食塩摂取量（1日当たり）を10.1gから7gに減らす、5）1日の歩数の平均値を6,278歩（20～64歳：男性7,864歩、女性6,685歩、65歳以上：男性5,396歩、女性4,656歩）から7,100歩（20～64歳：男性8,000歩、女性8,000歩、65歳以上：男性6,000歩、女性6,000歩）に増やす、6）運動習慣者（1回30分以上の運動を週2回以上実施し、1年以上継続している者）の割合を28.7%（20～64歳：男性23.5%、女性16.9% 65歳以上：男性41.9%、女性33.9%）から40%（20～64歳：男性30%、女性30% 65歳以上：男性50%、女性50%）に増やす、7）睡眠時間が十分に確保できる者（6～9時間、60歳以上は6～8時間）を54.5%（20～59歳53.2%、60歳以上55.8%）から60%（20～59歳60%、60歳以上60%）に増やす、8）喫煙率の減少（喫煙をやめたい者がやめる）（20歳以上の者の喫煙率16.7%から12%に減らす）、9）がんの年齢調整罹患率の減少、がんの年齢調整死亡率の減少、がん検診の受診率の向上、10）メタボリックシンドロームの該当者及び予備群の人数を約1,516万人から減らす、11）ロコモティブシンドロームの減少として、足腰に痛みのある人数（65歳以上、人口千人当たり）を232人から210人に減らす、といった多岐にわたる目標が立てら

れている。今後目標値に達成するため、様々な取り組みがなされると思うので、ぜひ国の施策を皆さんにご理解いただきたい。

そもそも「健康日本21」とは、1. 壮年期死亡の減少、2. 健康寿命を延伸、3. 生活の質の向上を目指し、平成12（2000）年度から平成24（2012）年度まで、9分野（栄養・食生活、身体活動・運動、休養・こころの健康づくり、たばこ、アルコール、歯の健康、糖尿病、循環器病、がん）に具体的な数値目標を掲げ、取り組んだものである。

「健康日本21（第2次）」（平成25（2013）年度から令和4（2022）年度まで）では、目標値に8項目が達しており、具体的には、1）健康寿命の延伸（日常生活に制限のない期間の平均の延伸）（男性70.42年⇒72.68年、女性73.62年⇒75.38年）、2）75歳未満のがんの年齢調整死亡率の減少（10万人当たり）（84.3⇒70.0）、3）脳血管疾患・虚血性心疾患の年齢調整死亡率の減少（10万人当たり）（脳血管疾患：男性49.5⇒33.2、女性26.9⇒18.0 虚血性心疾患：男性37.0⇒27.8、女性15.3⇒9.3）、4）血糖コントロール指標におけるコントロール不良者（HbA1cがJDS値8.0%（NGSP値8.4%）以上の者）の割合の減少（1.2%⇒0.94%）、5）小児人口10万人当たりの小児科医・児童精神科医の割合の増加（小児科医94.4⇒112.4、児童精神科医10.5⇒17.3）、6）認知症サポーター数の増加（330万人⇒1264万人）、7）低栄養傾向（BMI20以下）の高齢者の割合の増加の抑制（17.4%⇒16.8%）、8）共食の増加（食事を1人で食べる子どもの割合の減少）（小学生の朝食15.3%⇒12.1%、中学生の朝食33.7%⇒28.8%、小学生の夕食2.2%⇒1.6%、中学生の夕食6.0%⇒4.3%）、などに成果がみられた。

3年以上にわたるコロナ禍にあって、多くの人々の行動制限がなされていたが、活動範囲が広がりつつある今、個人はもとより、自治体、大学、企業や民間団体などが協力し、連携しあい、より効果的な健康づくり施策「健康日本21（第3次）」が展開できればと願う。

賃上げに取り組む経営者の皆様へ

～政府は、賃上げに取り組む企業・個人事業主を応援します～

賃上げ促進税制を強化！

【大企業・中堅企業】

全雇用者の給与等支給額の増加額の**最大35%**を税額控除※1

【中小企業】

全雇用者の給与等支給額の増加額の**最大45%**を税額控除※1

<適用期間：令和6年4月1日から令和9年3月31日までの間に開始する各事業年度>

（個人事業主は、令和7年から令和9年までの各年が対象）

必須要件（賃上げ要件）

上乗せ要件①
教育訓練費※2

上乗せ要件②（新設）
子育てとの両立・女性活躍支援

・適用対象：青色申告書を提出する全企業又は個人事業主※3

大企業向け

継続雇用者の 給与等支給額（前年度比）	税額控除率※1
+ 3%	10%
+ 4%	15%
+ 5%（新設）	20%
+ 7%（新設）	25%

前年度比 + 10%
⇒ 税額控除率を
5%上乗せ

プラチナくるみん
or
プラチナえるぼし
⇒ 税額控除率を5%上乗せ

・適用対象：青色申告書を提出する従業員数2,000人以下の企業又は個人事業主※4

（その企業及びその企業との間にその企業による支配関係がある企業の従業員数の合計が1万人を超えるものを除く。）

中堅企業向け（新設）

継続雇用者の 給与等支給額（前年度比）	税額控除率※1
+ 3%	10%
+ 4%	25%

前年度比 + 10%
⇒ 税額控除率を
5%上乗せ

プラチナくるみん
or
えるぼし三段階目以上
⇒ 税額控除率を5%上乗せ

・適用対象：青色申告書を提出する中小企業者等（資本金1億円以下の法人、農業協同組合等）又は従業員数1,000人以下の個人事業主

中小企業向け

全雇用者の 給与等支給額（前年度比）	税額控除率※1
+ 1.5%	15%
+ 2.5%	30%

前年度比 + 5%
⇒ 税額控除率を
10%上乗せ

くるみん以上
or
えるぼし二段階目以上
⇒ 税額控除率を5%上乗せ

中小企業は、賃上げを実施した年度に控除しきれなかった金額の**5年間の繰越しが可能※5（新設）**

※1 税額控除額の計算は、全雇用者の前事業年度から適用事業年度の給与等支給額の増加額に税額控除率を乗じて計算。ただし、控除上限額は法人税額等の20%。

※2 教育訓練費の上乗せ要件は、適用事業年度の教育訓練費の額が適用事業年度的全雇用者に対する給与等支給額の0.05%以上である場合に限り、適用可能。

※3 「資本金10億円以上かつ従業員数1,000人以上」又は「従業員数2,000人超」のいずれかに当てはまる企業は、マルチステークホルダー方針の公表及びその旨の届出を行うことが必要。それ以外の企業は不要。

※4 資本金10億円以上かつ従業員数1,000人以上の企業は、マルチステークホルダー方針の公表及びその旨の届出が必要。

※5 繰越税額控除をする事業年度において、全雇用者の給与等支給額が前年度より増加している場合に限り、適用可能。

本紙内容は令和5年12月の政府決定時点のもので、今後の国会審議等を踏まえて施策内容が変更となる可能性があります。詳細については、租税特別措置法等が成立し制度内容が確定し次第、令和6年5月頃を目途にHP（右記QRコード）に公表します。

大企業向け
中堅企業向け
はこちら

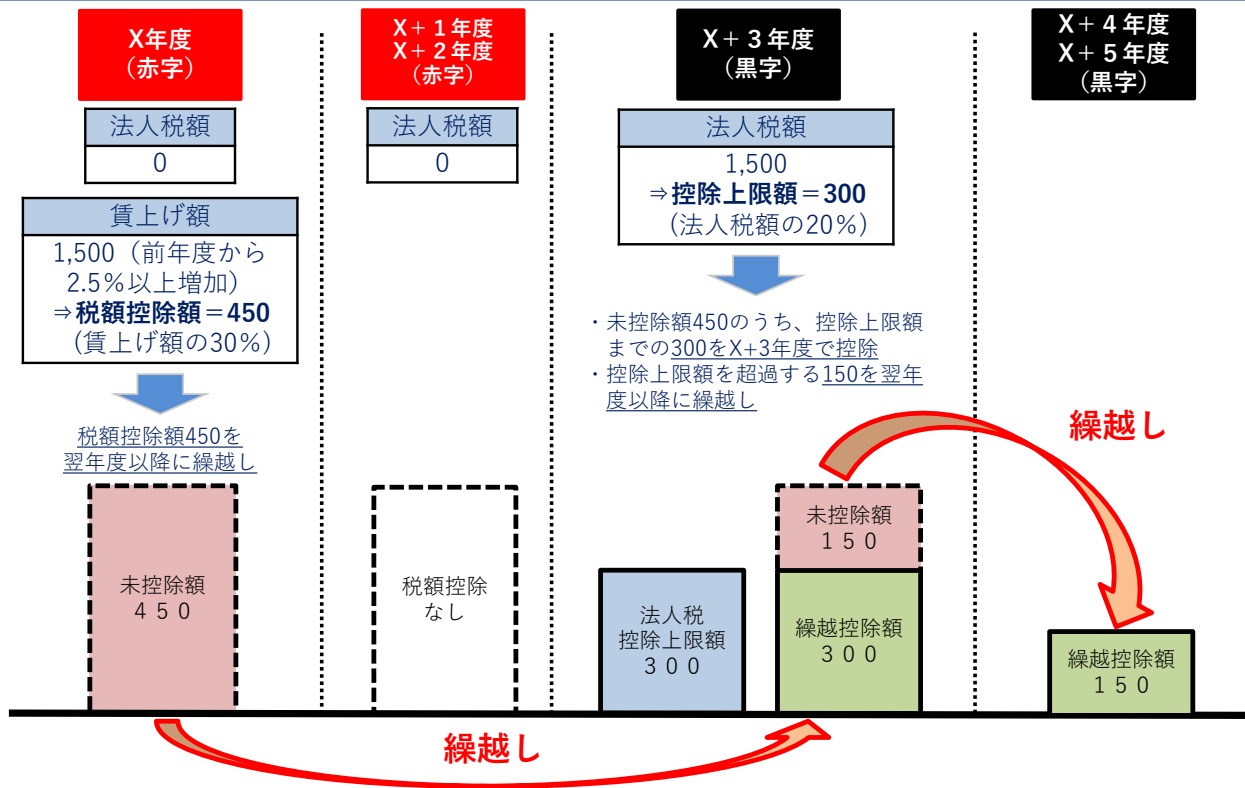


中小企業向け
はこちら



繰越控除措置のイメージ

中小企業は、要件を満たす賃上げを実施した年度に控除しきれなかった金額の5年間の繰越しが可能となりました。



用語の説明

給与等支給額

国内雇用者（法人又は個人事業主の使用人のうちその法人又は個人事業主の国内に所在する事業所につき作成された貸金台帳に記載された者をいいます。パート、アルバイト、日雇い労働者も含みますが、使用人兼務役員を含む役員及び役員の特典関係者、個人事業主と特殊の関係のある者は含まれません。）に対する給与等（俸給・給料・賃金・歳費及び賞与並びに、これらの性質を有する給与（所得税法第28条第1項に規定する給与所得）をいいます。退職金など、給与所得とならないものについては、原則として給与等に該当しません。）の支給額をいいます。ただし、給与等に充てるため他の者から支払を受ける金額がある場合には、当該金額を控除します。

継続雇用者の給与等支給額 【大企業向け・中堅企業向け】

継続雇用者（前事業年度及び適用年度の全ての月分の給与等の支給を受けた国内雇用者であって、前事業年度及び適用年度の全ての期間において雇用保険の一般被保険者であり、かつ前事業年度及び適用年度の全てまたは一部の期間において高年齢者雇用安定法に定める継続雇用制度の対象となっていない者を指します。）に対する給与等支給額をいいます。

教育訓練費

国内雇用者の職務に必要な技術又は知識を習得させ、又は向上させるために支出する費用のうち一定のものをいいます。具体的には、法人が教育訓練等を自ら行う場合の費用（外部講師謝金等、外部施設使用料等）、他の者に委託して教育訓練等を行わせる場合の費用（研修委託費等）、他の者が行う教育訓練等に参加させる場合の費用（外部研修参加費等）などをいいます。

子育てとの両立・女性活躍支援

プラチナくるみん認定・くるみん認定、プラチナえるぼし認定・えるぼし認定の取得方法や概要については、厚生労働省HPを御確認ください。

プラチナくるみん認定
くるみん認定
はこちら



プラチナえるぼし認定
えるぼし認定
はこちら



中小企業者等 【中小企業向け】

青色申告書を提出する者のうち、以下に該当するものを指します。

(1) 以下のいずれかに該当する法人

（ただし、前3事業年度の所得金額の平均額が15億円を超える法人は本税制適用の対象外）

① 資本金の額又は出資金の額が1億円以下の法人

ただし、以下の法人は対象外

- ・同一の大規模法人（資本金の額若しくは出資金の額が1億円超の法人、資本若しくは出資を有しない法人のうち常時使用する従業員数が1,000人超の法人又は大法人（資本金の額又は出資金の額が5億円以上である法人等）との間に当該大法人による完全支配関係がある法人等をいい、中小企業投資育成株式会社を除きます。）から2分の1以上の出資を受ける法人
- ・2以上の大規模法人から3分の2以上の出資を受ける法人

② 資本又は出資を有しない法人のうち常時使用する従業員数が1,000人以下の法人

(2) 協同組合等（中小企業等協同組合、出資組合である商工組合等※）

※協同組合等に含まれる組合は、農業協同組合、農業協同組合連合会、中小企業等協同組合、出資組合である商工組合及び商工組合連合会、内航海運組合、内航海運組合連合会、出資組合である生活衛生同業組合、漁業協同組合、漁業協同組合連合会、水産加工業協同組合、水産加工業協同組合連合会、森林組合並びに森林組合連合会です。

本紙内容は令和5年12月の政府決定時点のもので、今後の国会審議等を踏まえて施策内容が変更となる可能性があります。詳細については、租税特別措置法等が成立し制度内容が確定し次第、令和6年5月頃を目途にHP（表面QRコード）に公表します。

労務管理あれこれ

鹿児島労働局監督課

定期健康診断の受診時間にも賃金を支払うのか

(Q) 労働安全衛生法では、事業者は、1年以内ごとに1回、労働者に対し健康診断を実施しなければならないとされています。

そこで、お聞きしたいのですが、この定期健康診断に要する費用及びその時間の賃金については、会社が負担しなければならないのでしょうか。定期健康診断で異常が発見された場合の再検査についても併せてご教示ください。

法令上支払い義務ないが支払うのが望ましい

(A) 労働安全衛生法では、1年以内ごとに1回、健康診断を実施することを事業者に義務づけています（同法第66条）。

この定期健康診断など、法で実施が義務づけられている健康診断の実施に要した費用について、通達は、「法で事業者に健康診断の実施の義務を課している以上、当然、事業者が負担すべきものであること」としています（昭47・9・18 基発第602号）。したがって、定期健康診断の受診費用は、事業者が負担しなければなりません。

また、定期健康診断に要する時間に対する賃金の取り扱いについて前掲通達は、「労働者一般に対して行われる、いわゆる一般健康診断は、一般的な健康の確保を図ることを目的として事業者による実施義務を課したもの

であり、業務遂行との関連において行われるものではないので、その受診のために要した時間については、当然には事業者の負担すべきものではなく労使協議して定めるべきものであるが、労働者の健康の確保は、事業の円滑な運営の不可欠な条件であることを考えると、その受診に要した時間の賃金を事業者が支払うことが望ましい」としています。

なお、特定の有害業務従事者を対象に実施が義務づけられている特殊健康診断は、事業の遂行にからんで当然実施されなければならないものであることから、それに要した時間については、賃金を支払わなければなりません（前掲通達）。

次に、定期健康診断で異常が見つかった場合の再検査に要する費用及びその時間に対する賃金の取り扱いについては、再検査の実施自体が法令で事業者に義務づけられておらず、法令上、特に規定はありません。

したがって、就業規則や労使協議により、費用負担及びその時間の賃金の取り扱いを決定することができます。

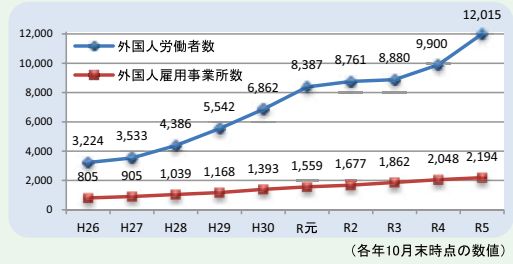
しかし、「健康診断結果に基づき事業者が講ずべき措置に関する指針」（平8・10. 1 健康診断結果指針第1号）では、再検査または精密検査の取り扱いについて、「再検査又は精密検査を行う必要のある労働者に対して、当該再検査又は精密検査の受診を勧奨するとともに、意見を聴く医師等に当該検査の結果を提出するよう働きかけることが適当である」としています。

このように、健康診断で異常が見つかり、再検査が必要となった労働者に対し、事業者は再検査を受診するよう働きかけることが必要です。

「外国人雇用状況」の届出状況について

鹿児島労働局職業対策課

労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律に基づき、外国人を雇用する事業主には、外国人労働者の雇入れ及び離職の際に、その氏名、在留資格などについて、ハローワークへ届け出ることが義務づけられています。届出の対象は、事業主に雇用される外国人労働者（特別永住者、在留資格「外交」・「公用」の者を除く。）であり、以下の数値は令和5年10月末時点で事業主から提出のあった届出状況を集計したものです。



- 外国人雇用事業所及び外国人労働者の状況
 - 外国人雇用事業所数 2,194所〔前年 2,048か所〕〔対前年増加率 7.1%〕
 - 外国人労働者数 12,015人〔同 9,900人〕〔同 21.4%〕
- 国籍別外国人労働者の状況（労働者数が多い上位4か国）
 - ベトナム 5,092人（全体の 42.4%）〔前年 4,601人〕〔対前年増加率 10.7%〕
 - インドネシア 2,183人（同 18.2%）〔同 1,250人〕〔同 74.6%〕
 - フィリピン 1,767人（同 14.7%）〔同 1,526人〕〔同 15.8%〕
 - 中国 719人（同 6.0%）〔同 857人〕〔同 -16.1%〕
- 在留資格別外国人労働者の状況（労働者数が多い順）
 - 技能実習 6,264人（全体の 52.1%）〔前年 5,220人〕〔対前年増加率 20.0%〕
 - 専門的・技術的分野の在留資格 3,431人（同 28.6%）〔同 2,584人〕〔同 32.8%〕
 - 身分に基づく在留資格 1,488人（同 12.4%）〔同 1,401人〕〔同 6.2%〕
 - 資格外活動 621人（同 5.2%）〔同 486人〕〔同 27.8%〕
 - 特定活動 211人（同 1.8%）〔同 209人〕〔同 1.0%〕

県内の雇用失業情勢について

鹿児島労働局職業安定課

【令和5年12月分】

- 県内有効求人倍率 1.20倍（前月比0.01P増加）
- 全国平均有効求人倍率 1.27倍（前月比0.01P減少）
- 県内正社員有効求人倍率 1.17倍（前年同月比0.07P減）
- 全国正社員有効求人倍率 1.08倍（前年同月比0.03P減）

※県内の雇用失業情勢は、求人が求職を上回っているものの、改善の動きにやや弱さがみられます。物価上昇等が雇用に与える影響について、引き続き今後の動向を注視してまいります。当局においては、職業訓練等を通じたキャリア形成の促進や人手不足が特に顕著な分野におけるマッチングの支援など、必要な対策に取り組んでまいります。

助成金は電子申請をご活用ください

鹿児島労働局職業対策課

雇用関係助成金ポータルでは、厚生労働省の雇用関係助成金の電子申請が行えます。 <https://www.esop.mhlw.go.jp>

雇用関係助成金ポータルで電子申請が可能な助成金

- ①雇用維持関係
 - ・雇用調整助成金
- ②在籍型外向支援関係
 - ・産業雇用安定助成金
- ③再就職支援関係
 - ・労働移動支援助成金
- ④転職・再就職
 - ・拡大支援関係
 - ・中途採用等支援助成金
- ⑤雇入れ関係
 - ・トライアル雇用助成金
 - ・地域雇用開発助成金
- ⑥雇用環境の整備関係
 - ・人材確保等支援助成金
 - ・通年雇用助成金
 - ・キャリアアップ助成金（※）
- ⑦仕事と家庭の両立支援関係
 - ・両立支援等助成金
- ⑧人材開発支援関係
 - ・人材開発支援助成金

雇用関係助成金の申請についてはこちら [雇用関係助成金](#) [検索](#)

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/koyou/kyufukin/index.html



令和6年1月末（速報）
業種別死傷災害発生状況

鹿児島労働局

業種別死傷災害発生状況									
業種	年	令和6年 (1月末)		令和5年 (同月末)		対前年			
						増減数		増減率	
		死傷者数	死亡者数	死傷者数	死亡者数	死傷者数	死亡者数	死傷者数	死亡者数
全産業		73	1	65	1	8		12.3%	
1 製造業		16	1	20		-4	1	-20.0%	
1 食料品製造業		11	1	13		-2	1	-15.4%	
4 木材・木製品製造業		1		0		1			
9 窯業土石製品製造業		0		0					
11～12 金属製品製造業		2		1		1		100.0%	
13～15 機械器具製造業		1		4		-3		-75.0%	
上記以外の製造業		1		2		-1		-50.0%	
2 鉱業		0		0					
3 建設業		16		8		8		100.0%	
1 土木工事業		4		4				0.0%	
2 建築工事業		6		1		5		500.0%	
3 その他の建設業		6		3		3		100.0%	
4 運輸交通業		8		8				0.0%	
1 鉄道・航空機業		0		0					
2 道路旅客運送業		0		1		-1		-100.0%	
3 道路貨物運送業		8		7		1		14.3%	
4 その他の運輸交通業		0		0					
5 貨物取扱業		0		0					
1 陸上貨物取扱業		0		0					
2 港湾運送業		0		0					
6 農林業		3		4		-1		-25.0%	
1 農業		1		3		-2		-66.7%	
2 林業		2		1		1		100.0%	
7 畜産・水産業		5		1		4		400.0%	
8 商業		3		4		-1		-25.0%	
1 卸売業		0		0					
2 小売業		2		4		-2		-50.0%	
3 理美容業		0		0					
4 その他の商業		1		0		1			
9 金融・広告業		0		0					
11 通信業		1		1				0.0%	
12 教育・研究業		1		0		1			
13 保健衛生業		10		12		-2		-16.7%	
1 医療保健業		6		6				0.0%	
2 社会福祉施設		4		6		-2		-33.3%	
3 その他の保健衛生業		0		0					
14 接客娯楽業		5		2		3		150.0%	
1 旅館業		1		1				0.0%	
2 飲食店		2		0		2			
3 その他の接客娯楽業		2		1		1		100.0%	
上記以外の事業		5		5	1		-1	0.0%	-100.0%
10 映画・演劇業		0		0				-	
15 清掃・と畜業		4		2		2		100.0%	
16 官公署		0		0					
17 その他の事業		1		3	1	-2	-1	-66.7%	-100.0%
陸上貨物運送事業（4-3-5-1）		8		7		1		14.3%	
第三次産業（8～17）		25		24	1	1	-1	4.2%	-100.0%

① 死傷者数は、当月末までに発生した労働災害の被災者を翌月8日締めで集計したものである。
 ② 死傷者数は、労働者死傷病報告のうち休業見込み日数が4日以上以上の災害によるもので、死亡者を含みます。
 ③ 死亡者数は、各労働基準監督署の調査等により把握したもので、労働者死傷病報告が未提出の場合もあります。
 ④ 下段の陸上貨物運送事業（4-3-5-1）及び第三次産業（8～17）は、別計。
 ⑤ 死傷者数、死亡者数ともに新型コロナウイルス感染症り患者を除く。

2024年度 労働基準監督官採用試験の実施について

鹿児島労働局総務課

2024年度 国家公務員 労働基準監督官採用試験 - 大学卒業程度 - が次の通り実施されます。詳細は受験案内をご確認ください。

受験資格

- 1994（平成6）年4月2日～2003（平成15）年4月1日生まれの者
- 2003（平成15）年4月2日以降生まれの者で次に掲げるもの
 - 大学（短期大学を除く）を卒業した者及び2025年（令和7年）3月までに大学を卒業する見込みの者
 - 人事院が(1)に掲げる者と同等の資格があると認める者

試験の区分及び採用予定数

労働基準監督A（法文系）約170名
労働基準監督B（理工系）約40名

インターネット受付期間

令和6年2月22日（木）9：00～3月25日（月）受信有効
インターネット申込専用アドレス

【<https://www.jinji-shiken.go.jp/juken.html>】
インターネット申込みをご利用ください。

試験日

第1次試験日 令和6年5月26日（日）
第2次試験日 令和6年7月9日（火）～7月12日（金）
第1次試験合格通知書で指定する日時

第1次試験合格者発表日 令和6年6月18日（火）9：00

最終合格者発表日 令和6年8月13日（火）9：00

問合せ

鹿児島労働局総務部総務課人事係（電話 099-223-8275）

働く人のために
その使命感を力に

受付期間
令和6年2月22日（木）～3月25日（月）

第1次試験
令和6年5月26日（日）
第1次試験日 令和6年6月18日（火）

第2次試験
令和6年7月9日（火）～7月12日（金）
第2次試験日 令和6年8月13日（火）

労働基準監督官
採用試験2024
Labour Standards Inspector
Recruitment exam 2024

受験資格
◆平成6年4月2日～平成15年4月1日生まれの方
◆平成15年4月2日以降生まれの者で次に掲げるもの
◆大学卒業程度
◆2025年3月までに大学を卒業する見込みの者
◆人事院が(1)に掲げる者と同等の資格があると認める者

試験の程度
◆大学卒業程度

採用予定者数
◆労働基準監督A（法文系）約170名
◆労働基準監督B（理工系）約40名

スマートフォンから簡単アクセス

厚生労働省 厚生労働省ホームページ（労働基準監督官採用試験情報）で、労働基準監督官の情報を掲載しています。 労働基準監督官採用試験 検索

事業主の皆様へ

年次有給休暇を取得しやすい環境づくりに取り組みましょう。

働き方・休み方の改善をこれからも継続的に行うためには、計画的な業務運営や休暇の分散化にも資する年次有給休暇の計画的付与制度（※1）や、労働者の様々な事情に応じた柔軟な働き方・休み方に資する時間単位の年次有給休暇（※2）の活用が効果的です。

労使一体となって年次有給休暇を上手に活用するために、この春に向けて導入をご検討ください。

詳しくは、「年次有給休暇取得促進特設サイト」をご覧ください。お近くの都道府県労働局雇用環境・均等部（室）にお問い合わせください。

Refresh! 働き方 休み方

年次有給休暇を上手に活用し働き方・休み方を見直しましょう

春の連続休暇には、ココロとカラダ、リフレッシュ。

●「年次有給休暇の計画的付与制度」を導入しましょう。
●年次有給休暇付与計画表による個人別付与方式を活用すれば休職の少減化にもつながります。

厚生労働省 | 都道府県労働局 | 労働基準監督官

（年次有給休暇取得促進特設サイトURL） <https://work-holiday.mhlw.go.jp/kyuuka-sokushin/>

（※1）年次有給休暇の付与日数のうち、5日を除いた残りの日数については、労使協定を締結すれば、計画的に取得日を割り振ることができる制度です。

（※2）年次有給休暇の付与は原則1日単位ですが、労使協定を締結すれば年5日の範囲内で時間単位の取得が可能となります。

DVD教材貸し出しのご案内

（公社）鹿児島県労働基準協会

当協会では、会員事業場の皆様に安全衛生に関するDVD教材の貸し出しを無料でを行っています。社内の安全衛生教育、安全衛生大会等でご利用下されば幸いです。

申し込みの手続き等につきましては、最寄りの支部へお問い合わせ下さいませ。

なお、貸出要領等詳細については、当協会ホームページに掲載していますのでご覧下さい。

DVD教材貸出一覧表

令和6年2月1日現在

No.	品 名	時間
1	職場で行う腰痛予防体操 腰痛予防に欠かせないのが職場で行う予防体操。立ったまま、あるいは椅子などを利用して行う2本建てで体操のモデルを紹介。職場のどこでもできるもので、その具体的なノウハウを解説。	12分
2	知っていますか 安全配慮義務 過重労働や精神的ストレスが引き金になっての、うつ病や自殺など、「心の衛生面」が争点となった民事訴訟が急増。損害賠償額の高額化傾向とともに社会問題化している。このビデオは実際の事例をモデルにドラマ化。過重労働・うつ病・管理者の対応・裁判の判決をケーススタディしつつ、「安全配慮義務」の考え方・実践の基本を、キャスターが分かりやすく解説。	26分
3	誰もが危険 熱中症の新常識 熱中症は高温多湿な環境で発生する健康障害で、重篤な場合、死に至ることも稀ではない。気温と湿度が上昇する季節は、熱中症の危険も高まる。このビデオでは、新しく解明された熱中症発生の要因を詳しく解説。最高気温よりもWBGT値の活用等最新の予防法をわかりやすく紹介する。 [小冊子「誰もが危険 熱中症の新常識」(村山貢司、堀江正知監修 A5判・16頁) 1冊つき]	22分
4	みんなでリスクアセスメント ～アセスメント徹底演習～ ロール作業現場をカメラで実写した画像を用い、リスクアセスメントの各手順をみんなで演習しながら、そのプロセスの節目ごとに専門家が解説する。リスクアセスメントに参加する各層の方々にとって進め方の理解を深める絶好の研修ビデオ。	24分
5	みんなで取り組むメンタルヘルス メンタルヘルスの1次予防として、ストレスの源となる好ましくない職場環境を職場ぐるみで改善することが効果的であると、その取り組みが始まっている。このビデオでは、中災防が重点的に取り組んでいる「メンタルヘルス対策に活かす職場環境改善」について解説するとともに、先進企業の取り組み事例を紹介。	24分
6	腰痛 その予防と対処法 さまざまな作業において腰痛予防のポイントとなる「作業方法」「作業姿勢・動作」などを実写映像で紹介するとともに、予防対策として重要な「作業環境の改善」や「リスクアセスメント」なども解説。さらに、実際に腰痛が起きたときの「実践的な対処法」、予防のための「腰痛予防体操」「ストレッチング」「生活習慣」なども紹介。	20分
7	職長・作業リーダーのための 改訂 作業手順書作成マニュアル（リスクアセスメント対応版） よい品質の製品を安全に効率よく生産するためには、作業手順を決めて、みんなで守ることが大切。このビデオでは、現場の職長や職場のリーダーのために作業に活かせる作業手順書のつくり方について、分かりやすく解説。また、手順ごとのリスクアセスメントの実施方法についても説明。	20分
8	安全衛生診断のすすめ ～中小企業篇～ 従業員的安全衛生に対して無関心だった中小規模事業場の経営者が、安全衛生の専門家に初めて「安全衛生診断」を依頼するまでの経緯、「安全衛生診断」の実施内容から安全衛生の必要性を自覚するまでをドラマ化。	20分
9	新入社員の安全と健康 新入社員向けの教材です。職場生活の心構えのほか安全のルール、ミーティング、危険予知、保護具、整理整頓など安全衛生の基本をわかりやすく解説。 [「新入者安全衛生テキスト」(中災防発行)の内容に準拠し、安全と健康の大切さに気づいてもらえるよう制作。]	22分
10	ゼロ災のこころ ～危険を予知する人づくり～ ゼロ災運動の提唱者で、安全運動の推進に心を砕く田辺肇氏の講演ビデオ。 「危険の側から安全を考える」「職場のマナーと安全」「ルールを守る職場づくり」など、5つのテーマで「ゼロ災のこころ」を説く。	26分
11	～安全健康職場づくりのキメ手～ 生き生きミーティング 職場ミーティングをひと工夫すれば、安全もコミュニケーションもよくなる。このビデオは、現在ゼロ災運動職場で効果を上げている「始業時ミーティング」をモデルに制作。ミーティングの効果を上げるためのポイントをクローズアップし、分かりやすく解説。	18分
12	VDT作業の正しい進め方 ～IT時代の健康心得～ 17年ぶりに新しくなった厚生労働省の衛生管理の仕方を紹介すると同時に、作業員にとって適切な照明、採光のしかた、作業姿勢の調整、日常点検などに重点を置いて、正しい作業の進め方を具体的に分かりやすく解説。	22分
13	リスクアセスメントとは ～リスク編～ グローバルスタンダードでは、安全は「許容できるリスク」とされている。リスクアセスメントは「リスクはゼロにならない」ということを念頭に入れて行う必要がある。 <新入者教育に使えます>	10分
14	リスクアセスメントとは ～アセスメント編～ KYは現場の活動、リスクアセスメントは管理活動。必ず存在するリスクをシステムにのせて適切に管理するのが安全の鍵。 <管理者入門教育に使えます>	10分
15	不注意は起こる！「〇〇に注意」は安全指示とは言えない 人間の注意力には限界があります。注意力に限界がある人間に対し、「作業中、ずっと安全に注意を払い続けなさい」は無理です。「不注意」をテーマに、不注意による死亡災害が多発していること、なぜ人間は安全に対して不注意になるのか、事例と具体的な対応策などについて実写とアニメで紹介するとともにクイズ形式でどれだけ人は注意力があるのか解説します。	16分

16	<p>これだけは知っておきたい 建設作業の基本ベスト10</p> <p>繰り返し発生している災害の要因となっている設備や機械・工具などを10項目に絞り込み、それぞれの作業について事前に知っておくべきポイントを解説。 新規入場者教育に職長・安全衛生責任者の能力向上教育に最適。もちろん、建設現場で働くすべての作業員にも大切な基本ルールが身につけられます。</p>	20分
17	<p>新版 新規入場時教育 入場初日を甘く見るな</p> <p>高所から墜落した阿部作業員は救急病院に運ばれ、大腿骨複雑骨折の重傷で休業6か月と診断されました。本作品では、なぜこのような災害が発生したのか、災害前日から時間を遡って検証していきます。 事前に説明や現場の案内があったのにも関わらず、人は誰でもわかりきっていることを軽くみ、面倒なことを省略しようとしがちです。しかし、災害から自分を守ることは、あなた自身しかいません。新規入場時教育がいかに大切かを入場初日に起きた災害を通して訴えます。</p>	15分
18	<p>災害事例に学ぶ 建設工具・器具の正しい使い方</p> <p>今まで起きた災害事例を参考にしながら、建設工具・器具の正しい使い方について学んでいきます。 ■携帯用丸のこ盤 ■ディスクグラインダ ■充電式インパクトドライバ ■エンジンカッター ■ブレーカ</p>	17分
19	<p>建設現場で働く皆さん これだけは守ろう 基本ルール17カ条 繰り返し災害をなくすために</p> <p>災害再発防止のためには、設備面の対策が有効です。しかし、日々刻々と作業内容が変わる建設現場では、何から何まで設備面の対策を行うことは難しいのが現状です。そこで、建設現場で働く皆さんが、安全の基本ルールを守り、不安全行動を起こさないことがとても重要になります。安全の基本ルールを守ることの重要性、「繰り返し災害」防止のため、守るべき基本ルールには何があるのか？安全の基本ルールを守ることは利益向上にもつながる！これらについて解説します。</p> <p>●高所からの墜落災害防止 ●荷上げ・荷下ろし作業による災害防止 ●重機によるはさまれ・巻き込まれ災害防止 ●決められた作業手順は必ず守る ●飛来落下災害・土砂崩壊災害・転倒災害防止 ●あなたの身を守る保護具は正しく装着する</p>	23分
20	<p>メンタルヘルス 職場を元気にするコミュニケーション</p> <p>昨今、メンタルヘルス対応は深刻な社会問題となっており、企業においても産業医制度や復職支援などの取り組みが定着しつつあります。しかし、心の病気は再発率が50%を超えともいわれており、現在中心になっている、発症してしまっただけの対処法（治療）では根本的な解決ができていないといえます。 また、「ストレッサー（心の病気の引き金となり得るストレス要因）を取り除いて予防する」ことは、目まぐるしく変わる現代の社会・経済状況では、難しいといえるでしょう。 そこで、「職場には様々なストレスがあっても当たり前」という前提のもと、そうしたストレスにうまく対処する力を高めるという考え方があります。それが、SOCという力です。 本教材では、「SOCを高める」という視点から、ストレスに強い人づくり、上司と部下とのコミュニケーションや元気の職場の仕組みづくりの具体的な方法を紹介しています。</p>	57分
21	<p>職場のパフォーマンスを高める「メンタルヘルスケア」実践のポイント</p> <p>本DVDでは、従来からの医学的視点および遵法の視点からメンタルヘルスをとらえるだけでなく、日常のマネジメントの中で、部下のパフォーマンス発揮という視点から掘り下げ、具体的なメンタルヘルス対応を考えていきます。 仕事がかちんとこなせる状況にあるか、顧客対応は大丈夫かなど、部下のコンディションやパフォーマンスを日々の職場生活の中で確認しながら、メンタルヘルスにどのように対応していくかを管理監督者に学んでいただきます。</p> <p>①メンタルヘルスの必要性と基本的な考え方 ②職場のコミュニケーションと部下のコンディション ③不調者の早期発見・早期対応 ④不調者の休職中・職場復帰への対応 ⑤管理監督者のセルフケア</p>	58分
22	<p>ストレスチェック制度対応 セルフケアからはじめるメンタルヘルス・マネジメント 1巻 チェックしよう！あなたのストレス～心とからだのセルフケア～</p> <p>平成27年、企業におけるストレスチェック制度が義務化。ストレスチェック制度の主な目的は、労働者自身がストレスに気づき、メンタルヘルス不調を予防することです。労働者一人ひとりが自分のストレスの状態を知ること、つまりセルフケアがこれからの企業におけるメンタルヘルス対策では重要になってきます。 本DVDは、事例ドラマと解説を通して労働者自身がストレスへの向き合い方を学ぶものです。高ストレス状態に陥らないための一助として、ストレスチェック実施にあわせて、ぜひご活用ください。</p> <p>●セルフケア自己チェックのための3項目 1. 職場のストレス 2. 周囲のサポート 3. 心身の自覚症状 ●セルフケア自己チェックのポイント [ケース1] 石田さん [46歳] の場合 本人も気づかないうちにストレスをため込み倒れる [ケース2] 杉本さん [41歳] の場合 上司と部下の板挟みで「うつ」に</p>	28分
23	<p>ストレスチェック制度対応 セルフケアからはじめるメンタルヘルス・マネジメント 2巻 チェックしよう！ラインによるケア～見逃すな！部下のイエローサイン～</p> <p>(1) 職場環境の把握と改善 (2) 不調者の早期発見と処置 ●部下のメンタルヘルスチェックのポイント [ケース1] 杉本課長の場合 長時間残業の結果、部下が倒れてしまった [ケース2] 石田課長の場合 様子がおかしい部下を抱え込んでしまった</p>	29分
24	<p>メンタルヘルス・ケア実践のための職場のストレスマネジメント 1巻 管理監督者の役割</p> <p>過労自殺、生産性の低下、労災など……働く人の心の健康は、本人や家族の幸せを左右するだけでなく、今や企業経営においても重要なリスクマネジメントの一つとなってきています。そんな中で、職場の責任者である管理監督者が、部下に対してどのような心のケアをすればよいのか、働きやすい職場づくりにどう取り組んでいけばよいのか、大きな課題となりつつあります。本DVDでは、管理監督者の《ストレスマネジメント》の考え方・手法をわかりやすく紹介しています。</p> <p>●メンタルヘルス・ケアの意義 (1) 従業員の健康・生命を守る (2) 生産的で活気ある職場づくり (3) 職場のリスクマネジメント ●管理監督者の役割 ●部下への相談対応 ●職場環境等の改善 ほか</p>	25分
25	<p>メンタルヘルス・ケア実践のための職場のストレスマネジメント 2巻 部下の心をひらく相談対応のノウハウ</p> <p>あるメーカーの設計部の課長と新製品開発に抜擢された部下の事例を通して、部下への相談対応の仕方・ポイントを具体的に考えていきます。</p> <p>●問題に気づく ●声をかける ●産業医に相談する ●専門医への受診をすすめる ●専門医との連携 ●部下への相談対応のポイント ほか</p>	25分

26	安衛則改正 フルハーネス型安全帯 ココがポイントだ 安衛則改正により、2019年2月1日以降はフルハーネス型安全帯を使用する作業員に特別教育が義務化されました。 ・なぜ安衛則改正するのか ・胴ベルトとハーネス型安全帯 ・改正点のポイント ・特別教育カリキュラムの概要	30分
27	“危険軽視”によるヒューマンエラー 現場では、危険軽視による災害が後を絶ちません。毎日作業を続けるうちに、慣れにより安易な気持ちで危険な作業をしたり、作業に潜むリスクを過小に評価したりして、労働災害が発生しています。 本DVDでは、「危険軽視」をテーマに危険軽視による死亡災害が多発していること、心理学から学ぶ災害事例、危険軽視対策について解説していきます。	22分
28	転倒防止 簡単ストレッチ～毎日1分だからだが変わる～ 転倒は、近年最も多く発生している労働災害です。高齢化などが進む中、作業者の身体機能・感覚の衰えなどからわずかな段差や平坦なところでの“滑る”なども少なくなく、なかなか災害は減りません。この作品では、段差を超えようとして思ったほど足が滑らないで段差に突っかかり転倒する、ちょっとしたことでバランスを崩して転ぶなどの日常起こる転倒災害を防ぐための「自然な体の動きを取り戻すストレッチ」を紹介します。 朝礼、休憩時間などの短い時間でだれでもどこでも簡単にでき、すぐに効果を実感できます。 ＊ダブルT立ち方シート付	15分
29	熱中症は必ず防げる～管理と機器・保護具を上手に活用～ このDVDは、職場の熱中症予防対策として事前の作業計画、作業管理、環境管理などの基本的な対策を解説し、あわせて、暑熱職場や屋外の作業で熱中症から身を守るための、水分・ナトリウムの補給のポイント、熱中症対策用作業服・保護具・機器、送風・冷却設備、断熱装備の効果的な正しい使い方や注意点など現場で採用し、実践できる方法を映像で紹介します。	17分
30	働く人の睡眠と健康 全2巻 これまでの産業保健では注目度の高くなかった「睡眠」。しかし生活習慣病対策には、「食事」「運動」の指導に加えて、「睡眠」指導が不可欠です。睡眠時間が短かすぎると食欲亢進から肥満になりやすく、高血圧や糖尿病、抑うつ状態の数値も悪化することが分かっています。他に、見過ごせない睡眠障害、睡眠と労働生産性の関係などにも言及した画期的な睡眠教育教材です。 第1巻 あなたの睡眠、足りていますか？～睡眠不足と睡眠障害～ ○睡眠不足症候群 ○睡眠のメカニズム ○労働生産性と睡眠 ○睡眠不足と生活習慣病、メンタルヘルス不調との関係 ○睡眠時無呼吸症候群 ○レストレスレッグス症候群（むずむず脚症候群） 第2巻 快眠習慣のための10の方法～ぐっすり眠りたい、よりよく眠りたい～ ○不眠症 ○必要な睡眠時間 ○起床時間のコントロール ○運動、入浴と深部体温 ○就寝前に避けるべきこと ○カフェイン、ニコチン、アルコールの影響 ○自分なりのリラクセス法 ○眠れる環境づくり ○睡眠薬についての正しい知識 ○眠れないときの対処法 ○交代勤務者への対応	24分 24分
31	ワークライフバランスシリーズ 働き方改革とカップルの子育て 女性社員の両立支援と男性の育休取得を促進する研修用動画 家事育児は女性の仕事という思い込みが、女性の活躍、男性の働き方改革を阻害しています。「働き方改革」問題の第一人者が監修し、カップルの双方が活躍するためのヒントを提供する教材です。 ■ケース1 共働きカップルの場合 ■ケース2 専業主婦の場合	40分
32	ガス溶接・溶断作業と安全 作業者の技能教育や再教育に必見!! ガス溶接・溶断作業は、製造業、建設業、サービス業など産業現場で広く行われています。使用する可燃性ガス等の基本的知識、各装置の構造・取扱い方法、火災・爆発などの災害事例と防止対策まで、ガス溶接・溶断作業従事者が身につけていなければならない技術の習得と安全作業のポイントを映像化し、わかりやすく解説します。 技能講習の教材として、また、ガス溶接・溶断作業従事者の能力向上教育にも活用できます。	26分
33	リニューアル・指差呼称（全2巻） 今やヒューマンエラーを防ぐ決め手である指差呼称は、製造業だけでなくサービス業（流通、銀行、病院等）にも広がっている。そこで当社では旧作当時は異なる産業界の状況を踏まえ、新たに指差呼称をリニューアル。「指差呼称で防げ 職場のヒューマンエラー」ではサービス業、「指差呼称してですか ～定着化のポイント～」では製造業に焦点をあて解説している。 第1巻 指差呼称で防げ 職場のヒューマンエラー 第2巻 指差呼称してですか ～定着化のポイント～	20分 16分
34	心肺蘇生法とAEDの実技 ～いざというときのために～ ガイドライン 2015年対応（改訂Ⅱ版） 心肺停止状態の傷病者の生命を救うには1秒でも早く適切な救命手当を施すことが必要です。職場のだれもが心肺蘇生法とAEDの実技を身につけておきましょう。 ○周囲の安全の観察 全身の観察 意識の確認 ○協力者の要請（119番通報・AEDの手配） ○心肺蘇生法の実技（解説）AEDの使い方（解説） ○心肺蘇生法の実技（実演）AEDの実技（実演）	22分
35	高齢労働者の典型的な労働災害を学ぼう ―エイジフレンドリーな安全対策― 高齢労働者を理解し災害の原因を学ぶ！ 本DVDでは、「エイジフレンドリー（高齢者の特徴を踏まえた）職場をつくる」をテーマに高齢者の主な労働災害事例を紹介しながら、その原因として、加齢による心身機能の低下がどのように関わっているのか、さらに、どうすれば労働災害を防ぐことができるのかについて解説します。	25分
36	職長の能力向上のポイント ―新たな時代の職長の役割― 職長・安全衛生責任者が果たすべき重要な役割を学ぶ！ 本DVDは、職長・安全衛生責任者能力向上教育カリキュラムに基づき、労働災害防止を図る上で職長等が身につけておくべき「作業員に対する教え方の5原則」や伝達力を向上させる話し方、さらにリスクアセスメントの実施能力を向上させるポイントなどについて分かりやすく解説するとともに、タブレットを使った安全ミーティングや現地KY活動でのポイントなどを学んでいきます。	25分

令和6年度 建築物石綿含有建材調査者講習（一般） 化学物質管理者講習【取扱事業場向け講習】

ご案内

公益社団法人鹿児島県労働基準協会

本会では、標記講習会を下記日程により開催することになりましたのでご案内いたします。

化学物質管理者講習会は、令和6年度から新規に開催するものであり講習の内容は本誌2月号でご案内していますのでご覧くださいませ。

また、いずれの講習会も申込手続きの利便性を図るためWeb申し込みを行っており、本会ホームページWeb申込サイトより申し込み手続きをお願いしています。日程等詳細は、ホームページをご覧くださいませ。

令和6年度建築物石綿含有建材調査者講習（一般）

石綿調査者講習Web申込

検索

回	講習開催期日	講習会場	受付期間（Web 受付）	受講料 納入期限	定員
第1回	令和6年5月14日(火)～ 5月15日(水)	オロシティーホール (鹿児島市卸本町)	令和6年4月10日(水)～ 4月12日(金)	令和6年 4月16日(火)	70名
第2回	令和6年8月6日(火)～ 8月7日(水)		令和6年7月3日(水)～ 7月5日(金)	令和6年 7月9日(火)	
第3回	令和6年10月2日(水)～ 10月3日(木)		令和6年9月4日(水)～ 9月6日(金)	令和6年 9月10日(火)	
第4回	令和6年12月17日(火)～ 12月18日(水)		令和6年11月13日(水)～ 11月15日(金)	令和6年 11月19日(火)	
第5回	令和7年2月4日(火)～ 2月5日(水)		令和7年1月8日(水)～ 1月10日(金)	令和7年 1月15日(水)	

1 講習時間は、第1日目：9：00～16：40 第2日目：9：00～17：10です。

令和6年度化学物質管理者講習【取扱事業場向け講習】

化学物質管理者講習Web申込

検索

回	講習開催期日・講習時間	講習会場	受付期間（Web 受付）	受講料 納入期限	定員
第1回	令和6年6月5日(水) 9：30～17：00	オロシティーホール (鹿児島市卸本町)	令和6年5月8日(水)～ 5月10日(金)	令和6年 5月14日(火)	70名
第2回	令和6年9月10日(火) 9：30～17：00		令和6年8月7日(水)～ 8月9日(金)	令和6年 8月14日(水)	
第3回	令和6年11月12日(火) 9：30～17：00		令和6年10月9日(水)～ 10月11日(金)	令和6年 10月16日(水)	
第4回	令和7年1月21日(火) 9：30～17：00		令和6年12月18日(水)～ 12月20日(金)	令和6年 12月24日(火)	
第5回	令和7年3月5日(水) 9：30～17：00		令和7年2月5日(水)～ 2月7日(金)	令和7年 2月12日(水)	

お知らせ 講習案内書 パンフレット好評配布中!!

(公社) 鹿児島県労働基準協会

当協会の案内書「令和6年版技能講習・安全衛生教育のご案内」を作成して現在配布中です。

必要な方は下記のお問い合わせ先（本部事務局又は鹿児島教習所）へご連絡のうえ、お取り寄せください。又、各地区の支部にも常時置いてありますので、お近くの方は各支部へお立ち寄りください。

さらに、ホームページをご覧くださいますと案内書の閲覧ができ、各種講習等申込書のダウンロードもできます。
(URL <http://www.kakikyo.or.jp>)

● (公社) 鹿児島県労働基準協会本部・教習所・各支部のお問い合わせ先

施設・支部名	郵便番号	住 所	TEL	FAX
鹿児島県労働基準協会本部 事務局	892-8550	鹿児島市新屋敷町16-16	099-226-3621	099-226-3622
鹿児島教習所 講習実施会場	891-0132	鹿児島市七ツ島1-6-2	099-261-6298	099-261-6299
鹿児島支部	892-0838	鹿児島市新屋敷町16-16	099-226-7427	099-226-7429
川内支部	895-0063	薩摩川内市若葉町4-12	0996-25-1377	0996-41-3936
鹿屋支部	893-0064	鹿屋市西原4-14-22	0994-40-9055	0994-40-9056
加治木支部	899-5211	始良市加治木町新富町102-2	0995-63-1030	0995-63-1030
加世田支部	897-0006	南さつま市加世田本町53-6	0993-58-2183	0993-58-2184
志布志支部	899-7103	志布志市志布志町志布志3225-3	099-472-4877	099-472-4833
大島支部	894-0026	奄美市名瀬港町15-1袖会館ビル5階	0997-53-5487	0997-53-6270
種子島支部	891-3101	西之表市西之表16388ゆうこうビル101号	0997-22-2736	0997-22-2731

令和6年度

2024
年度版

労働安全衛生法に基づく 技能講習・安全衛生教育のご案内

(令和6年4月1日～令和7年3月31日)

令和6年4月講習実施分より申込書提出前に

web予約が必要です

※衛生管理者免許試験準備講習を除く

予約可能日時：平日（土・日・祝祭日・お盆休み・正月休み除く）8:30～17:00

URL：https://www.kakikyo.or.jp/seminar/

上記URLまたは右下QRコードからご予約をお願い致します。



鹿児島労働局長登録教習機関
公益社団法人 鹿児島県労働基準協会

〒892-8550 鹿児島市新屋敷町16番16号

TEL 099-226-3621 FAX 099-226-3622

URL <https://www.kakikyo.or.jp>

鹿児島教習所

〒891-0132 鹿児島市七ツ島1-6-2

TEL 099-261-6298 FAX 099-261-6299



鹿児島労働局長登録教習機関
 (公社)鹿児島県労働基準協会

技能講習（就業制限）実施計画表

(注) 表中の上段期日は講習日、中段は予約日、下段は講習実施会場です。

講習名	月	令和6年	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	令和7年	2月	3月	
		4月									1月			
就業制限（運転）業務	車両系建設機械運転 (整地運搬積み込み用及び掘削用)	15~19 2/19予約開始 教習所 8~12 2/13予約開始 鹿屋市	13~17 3/18予約開始 教習所	17~21 4/22予約開始 教習所 24~28 4/30予約開始 教習所	8~12 5/13予約開始 教習所	19~23 6/24予約開始 教習所	9~13 7/16予約開始 教習所	21~25 8/26予約開始 教習所	18~22 9/24予約開始 教習所		27~31 12/2予約開始 教習所		10~14 1/14予約開始 教習所	
	車両系建設機械運転 (解体用)	30 3/4予約開始 教習所		3 4/8予約開始 教習所	30 6/3予約開始 教習所		19 7/22予約開始 教習所	28 9/2予約開始 教習所	11 9/17予約開始 教習所			13 12/16予約開始 教習所	19 1/20予約開始 教習所	
	小型移動式 クレーン運転 申込者多数の場合は、3日目の実技を受付順に延長して実施します。	8~10 2/13予約開始 教習所 15~17 2/19予約開始 鹿屋市	13~15 3/18予約開始 奄美		8~10 5/13予約開始 薩摩川内市 16~18 5/20予約開始 教習所	26~28 7/1予約開始 教習所	17~19 7/22予約開始 曾於市 30~10/2 8/5予約開始 教習所		5~7 9/9予約開始 教習所		14~16 11/18予約開始 教習所			
	床上操作式クレーン運転 申込者多数の場合は、3日目の実技を受付順に延長して実施します。	1~3 2/5予約開始 教習所			1~3 5/7 教習所			7~9 8/19予約開始 教習所					3~5 12/9予約開始 教習所	
	高所作業車運転 (普通自動車運転免許所持者対象) 申込者多数の場合は、2日目の実技を受付順に延長して実施します。	22~23 2/26予約開始 教習所	20~21 3/25予約開始 教習所		16~17 5/20予約開始 教習所		9~10 7/16予約開始 鹿屋市 24~25 7/29予約開始 教習所	28~29 9/2予約開始 教習所		16~17 10/21予約開始 教習所		17~18 12/23予約開始 教習所		
	不整地運搬車運転 申込者多数の場合は、2日目の実技を受付順に延長して実施します。					27~28 7/1予約開始 教習所	2~3 7/8予約開始 鹿屋市				7~8 11/11予約開始 教習所			
	フォークリフト運転 (普通自動車運転免許所持者対象)	1~5 2/5予約開始 教習所	27~31 4/1予約開始 教習所	17~21 4/22予約開始 鹿屋市	1~5 5/7予約開始 教習所 29~8/2 6/3予約開始 教習所	5~9 6/10予約開始 種子島	2~6 7/8予約開始 教習所	7~11 8/19 教習所 21~25 8/26予約開始 鹿屋市	11~15 9/17予約開始 教習所	2~6 10/7予約開始 教習所	20~24 11/25 教習所	3~7 12/9予約開始 教習所	3~7 1/6予約開始 教習所	
就業制限業務	玉 掛 け 申込者多数の場合は、3日目の実技を受付順に延長して実施します。	15~17 2/19予約開始 教習所	9~11 3/11予約開始 奄美 13~15 3/18予約開始 教習所 27~29 4/1予約開始 薩摩川内市	3~5 4/8予約開始 教習所 17~19 4/22予約開始 教習所	8~10 5/13予約開始 教習所	5~7 6/10予約開始 教習所 20~22 6/24予約開始 曾於市 27~29 7/1予約開始 鹿屋市	9~11 7/16予約開始 教習所 24~26 7/29予約開始 薩摩川内市	7~9 8/19予約開始 徳之島	18~20 9/24予約開始 教習所	9~11 10/15予約開始 教習所	27~29 12/2予約開始 教習所	25~27 1/6予約開始 教習所	10~12 1/14予約開始 教習所	
	ガ ス 溶 接		8~9 3/11予約開始 教習所				17~18 7/22予約開始 教習所			25~26 10/28予約開始 教習所			17~18 1/20予約開始 教習所	

[登録の有効期間の満了日 2029.3.30]

鹿児島労働局長登録教習機関
（公社）鹿児島県労働基準協会

技能講習（作業主任者）実施計画表

（注）表中の上段期日は講習日、中段は予約日、下段は講習実施会場です。

講習名	月	令和6年										令和7年			
		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月		
作 業 主 任 者 選 任	有機溶剤 作業主任者	4～5 2/5予約開始 教習所		20～21 4/22予約開始 教習所				19～20 7/22予約開始 教習所	24～25 8/26予約開始 教習所	28～29 9/30予約開始 教習所		9～10 11/11予約開始 教習所			
	酸素欠乏・硫化水素 危険作業主任者		22～24 3/25予約開始 教習所	12～14 4/15予約開始 教習所	17～19 5/20予約開始 教習所	21～23 6/24予約開始 教習所	25～27 7/29予約開始 教習所	16～18 8/19予約開始 教習所		11～13 10/15予約開始 教習所		12～14 12/16予約開始 教習所			
	石綿作業主任者	25～26 2/26予約開始 教習所	16～17 3/18予約開始 教習所	6～7 4/8予約開始 教習所	4～5 5/7予約開始 教習所	1～2 6/3予約開始 教習所	5～6 7/8予約開始 教習所	10～11 8/19予約開始 教習所	21～22 9/24予約開始 教習所	19～20 10/21予約開始 教習所	30～31 12/2予約開始 教習所	20～21 12/23予約開始 教習所	13～14 1/14予約開始 教習所		
	特定化学物質及び四ア ルキル鉛等作業主任者		9～10 3/11予約開始 オロシティー ホール		25～26 5/27予約開始 オロシティー ホール		12～13 7/16予約開始 オロシティー ホール		7～8 9/9予約開始 オロシティー ホール			25～26 1/6予約開始 オロシティー ホール			
	乾燥設備 作業主任者							7～8 8/19予約開始 教習所			22～23 11/25予約開始 教習所				
	金属アーク溶接等 作業主任者限定	新規の講習のため鹿児島労働局へ登録申請中です（令和6年2月現在） 登録取得後、当協会ホームページ上で公開いたします（令和6年4月予定）													

[登録の有効期間の満了日 2029.3.30]

移動式クレーン運転実技教習実施計画表

（注）表中の上段期日は講習日、中段は予約日、下段は講習実施会場です。

講習名	月	令和6年										令和7年		
		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	
教 習	移動式クレーン運転実技 （5トン以上）[実技免除]	22～26 2/26予約開始 教習所		10～14 4/15予約開始 教習所				28～11/1 9/2予約開始 教習所	25～29 9/30予約開始 教習所	16～20 10/21予約開始 教習所		17～21 12/23予約開始 教習所		

[登録の有効期間の満了日 2029.3.30]

養成講習実施計画表

（注）表中の上段期日は講習日、中段は予約日、下段は講習実施会場です。

講習名	月	令和6年										令和7年		
		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	
養 成 講 習	安全衛生推進者			27～28 4/30予約開始 オロシティー ホール				29～30 9/2予約開始 教習所				27～28 1/6予約開始 オロシティー ホール		
	衛生推進者					9 6/10予約開始 オロシティー ホール				25 10/28予約開始 オロシティー ホール				

[登録の有効期間の満了日 2024.9.29更新申請予定]

鹿児島労働局長登録教習機関
（公社）鹿児島県労働基準協会

特別教育・その他安全衛生教育実施計画表

（注）表中の上段期日は講習日、中段は予約日、下段は講習実施会場です。

講習名	月	令和6年										令和7年		
		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	
特 別 教 育	小型車両系建設機械運転 (整地・運搬積み込み用及び掘削用)				25~26 5/27予約開始 教習所					13~14 9/17予約開始 教習所				
	ローラー運転				22~23 5/27予約開始 教習所					23~24 10/28予約開始 教習所				
	巻上げ機の運転	23~24 2/26予約開始 教習所								2~3 10/7予約開始 教習所				
	研削といしの取替え等 (自由研削用)		7 3/11予約開始 教習所			26 7/1予約開始 教習所	30 8/5予約開始 教習所	1 8/5予約開始 教習所		9 10/15予約開始 教習所		12 12/16予約開始 教習所		
	アーク溶接等 <small>申込者多数の場合は、3日目の実技を受付順に延長して実施します。</small>	8~10 2/13予約開始 教習所		24~26 4/30予約開始 教習所			2~4 7/8予約開始 教習所		12~14 9/17予約開始 教習所		7~9 11/11予約開始 教習所			
	クレーン運転 (つり上げ荷重5t未満) <small>申込者多数の場合は、2日目の実技を受付順に延長して実施します。</small>		20~21 3/25予約開始 教習所	10~11 4/15予約開始 教習所	29~30 6/3予約開始 教習所			15~16 8/19予約開始 教習所	25~26 9/30予約開始 教習所		20~21 11/25予約開始 教習所		3~4 1/6予約開始 教習所	
酸素欠乏・硫化水素危険作業	本年度の開催予定はございません。													
育	粉じん作業					8 6/10予約開始 教習所								
	低圧電気取扱作業	30~5/1 3/4予約開始 教習所								10~11 10/15予約開始 教習所		25~26 1/6予約開始 教習所		
	フルハーネス型 墜落制止用器具	30 3/4予約開始 教習所			22 5/27予約開始 教習所				5 9/9予約開始 教習所	4 10/7予約開始 教習所	14 11/18予約開始 教習所			
準 備 講 習	第一種衛生管理者免許試験			17~19 4/22~5/17受付 オロシティー ホール										
	第二種衛生管理者免許試験			25~26 4/30~5/24受付 オロシティー ホール										
そ の 他 の 教 育	職 長 教 育		1~2 3/4予約開始 教習所 27~28 4/1予約開始 教習所	3~4 4/8予約開始 教習所	1~2 5/7予約開始 教習所	19~20 6/24予約開始 教習所			3~4 8/5予約開始 教習所	16~17 10/21予約開始 教習所	16~17 11/18予約開始 教習所		17~18 1/20予約開始 教習所	
	安全管理者選任時研修			6~7 4/8予約開始 教習所				17~18 7/22予約開始 教習所			14~15 11/18 教習所			
	ゼロ災運動KYT トレーナー研修会								17~18 鹿児島市					
	安全衛生スタッフ向け リスクアセスメント実務研修								19 鹿児島市					

修了証の再交付・書替えのご案内

1. 令和5年4月1日から修了証の再交付・書替えの際、従来の個別修了証の発行に加えて、統合修了証を発行することとなりました。統合修了証は、当協会発行の技能講習を1枚の修了証に、また、特別教育を1枚の修了証にまとめるもので、個別修了証が統合修了証かを選択できます。詳細は、下記にお問合せ下さい。
2. 当協会の実施する講習を修了した方で、修了証を紛失、滅失された方及び書替えが必要な方は、あらかじめ、当協会にて講習を修了されているか本人が、事前に当協会に照会して下さい。確認が出来次第、申請書を郵送又はFAXします。
3. 必要書類が届きましたら、写真及び本人確認書類を添付し、修了証1枚につき手数料2,200円（消費税200円込）を添えて本部事務局まで持参又は郵送して下さい。
準備が出来次第、特定記録で送付します。
4. 照会先 本部事務局 Tel.099-226-3621 鹿児島教習所 Tel.099-261-6298

令和6年4・5月 講習開催のご案内（3月Web予約開始分）

鹿児島教習所実施分（鹿児島市七ツ島1-6-2）

問い合わせ・申込書取り寄せ先：本部
TEL099-226-3621 FAX099-226-3622
https://www.kakikyo.or.jp/seminar/



講 習 名		講 習 日	Web予約開始日	受講料テキスト代 (消費税込)	科目免除者又は受講資格
技 能 講 習	車両系建設機械運転 (解体用)	4/30	3/4	会員 18,590円 一般 19,030円	【受講資格】 ・車両系建設機械（整地等）運転技能講習修了者
	ガ ス 溶 接	5/8～9	3/11	会員 11,550円 一般 11,880円	
	特定化学物質及び 四アルキル鉛等作業主任者	5/9～10	3/11	会員 15,620円 一般 16,280円	※会場はオロシティーホールとなります。
	車両系建設機械運転 (整地・運搬・積み込み用及び掘削用)	【全科目者】 5/13～17	3/18	【全科目者】 会員 77,990円 一般 78,430円	【科目免除者】 ・大型特殊自動車運転免許所持者 ・不整地運搬車運転技能講習修了者 ・小型車両系（整地等）運転特別教育修了後 3ヶ月以上の従事経験者
		【科目免除者】 5/13～14		【科目免除者】 会員 39,490円 一般 39,930円	
	玉 掛 け	5/13～15	3/18	【全科目者】 会員 22,990円 一般 23,430円 【科目免除者】 会員 20,790円 一般 21,230円	【科目免除者】 ・小型移動式クレーン運転技能講習修了者 ・床上操作式クレーン運転技能講習修了者 ・クレーン・デリック運転士免許所持者 ・移動式クレーン運転士免許所持者 ・揚貨装置運転士免許所持者
	石綿作業主任者	5/16～17	3/18	会員 15,620円 一般 16,280円	
	[普通自動車運転免許証等写し必要] 高所作業車運転	5/20～21	3/25	【全科目者】 会員 37,290円 一般 37,730円 【科目免除者】 会員 36,190円 一般 36,630円	【受講資格】 ・普通自動車運転免許等所持者 【科目免除者】 ・小型移動式クレーン運転技能講習修了者 ・移動式クレーン運転士免許所持者
	酸素欠乏・硫化水素危険 作 業 主 任 者	5/22～24	3/25	会員 21,340円 一般 22,110円	
	特 別 教 育	低 圧 電 気 取 扱 い	4/30～5/1	3/4	会員 16,170円 一般 19,470円
フ ル ハ ー ネ ス 型 墜 落 静 止 用 器 具		4/30	3/4	会員 10,725円 一般 11,825円	
研削といし（自由研削用）		5/7	3/11	会員 11,220円 一般 12,320円	
ク レ ー ン 運 転		5/20～21	3/25	会員 17,160円 一般 20,460円	
そ の 他	職 長 教 育	5/1～2	3/4	会員 12,980円 一般 16,280円	

奄美地区での講習会のお知らせ

（ご注意：本年度から Web 予約が必要です）

講 習 名		講 習 日	Web予約開始日	受講料テキスト代 (消費税込)	科目免除者又は受講資格
技 能 講 習	玉 掛 け	5/9～11	3/11	【全科目者】 会員 22,990円 一般 23,430円 【科目免除者】 会員 20,790円 一般 21,230円	【科目免除者】 ・小型移動式クレーン運転技能講習修了者 ・床上操作式クレーン運転技能講習修了者 ・クレーン・デリック運転士免許所持者 ・移動式クレーン運転士免許所持者 ・揚貨装置運転士免許所持者
	小型移動式クレーン	5/13～15	3/18	【全科目者】 会員 37,290円 一般 37,730円 【科目免除者】 会員 33,990円 一般 34,430円	【科目免除者】 ・玉掛け技能講習修了者 ・床上操作式クレーン運転技能講習修了者 ・クレーン・デリック運転士免許所持者 ・揚貨装置運転士免許所持者

- 〈備考〉
- 1 当社の技能講習・特別教育等（衛生管理者免許試験準備講習を除く）を申し込むには予約が必要です。
 - 2 申込書の提出時、予約番号の記入が必要となります。予約番号のない申込書は受理できませんのでご注意ください。
 - 3 予約可能日時は平日（土・日・祝祭日・お盆休み・正月休み除く）の8:30～17:00までです。予約開始日以降に予約可能となります。
 - 4 定員に達した場合は Web 予約は終了となります。また、講習科目によっては日程を延長して実施する場合があります。
 - 5 詳細につきましては、ホームページをご覧ください。また、案内書をお取り寄せください。